

# 保険証を提示せずに医療費を10割支払った場合の払い戻し

【社会保険・国保組合の方】

## 医療費の内訳

10割	
<b>2割</b> (小学生以上は3割)	<b>8割</b> (小学生以上は7割)
受給資格者証で無料になる部分 ⇒こども支援課に請求	保険証で無料になる部分 ⇒加入している保険者に請求

## 注意!

国保の方は10割分すべてを国民健康健康保険課へ請求してください。



### 【手続き先】

こども支援課(ニコニコこども館2階)  
⇒8:30~18:00  
(第3土曜、その翌日をのぞく)

各行政センター  
⇒8:30~17:15  
(平日のみ)

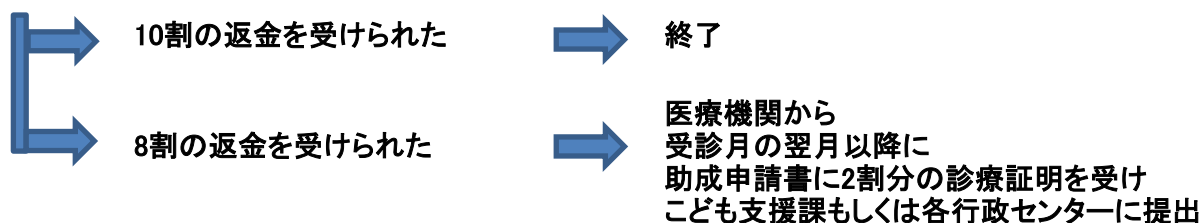
### 【手続き先】

全国健康保険協会の方  
⇒各協会に

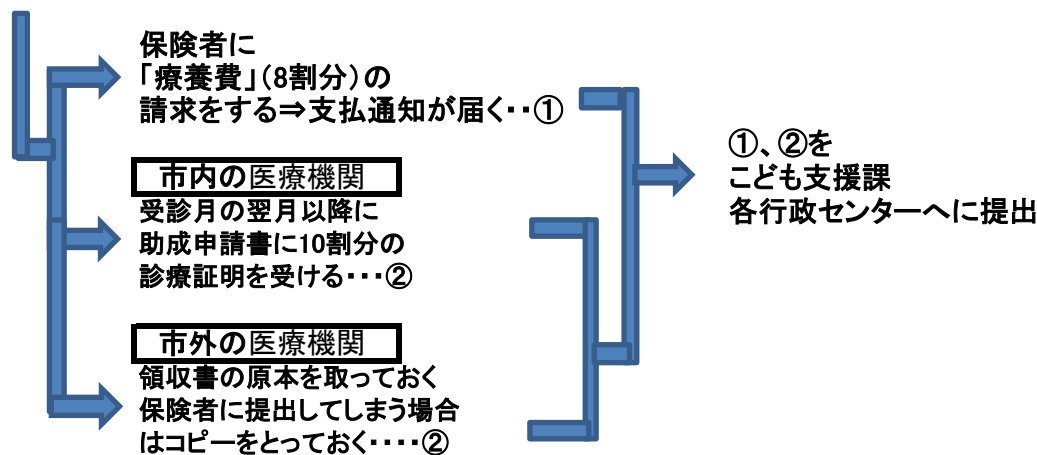
健康保険組合・共済組合の方  
⇒勤務先を通じて各組合に

## 医療機関から返金を受けられる場合

### 医療機関に保険証と受給資格者証を持参する



## 医療機関から返金を受けられない場合 医療機関には返金請求しない場合



郡山市こども支援課  
TEL 924-2411

